

標準報酬制についてのお知らせ

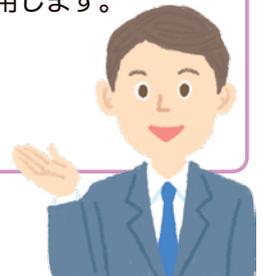
定時決定が行われます！

定時決定とは

毎年7月1日において、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、対象月数で割った平均額を等級表に当てはめて、「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。

ただし、次に該当する場合は、定時決定は行いません。

- ① 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した場合
- ② 7月から9月までのいずれかの月から標準報酬の改定が行われる場合



- 扶養手当 ● 住居手当
- 特勤手当 ● 通勤手当
- 前月分の時間外勤務手当 など

$\div 3 =$ **345,000円**
(円単位未満の端数切捨て)

等級表に当てはめる

等級			報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の日額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険			
第17級	第17級	第18級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	第18級	第19級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	第23級	第24級	395,000円以上 425,000円未満	410,000円	18,640円

報酬額に大きな変動がない場合(※1)は、この額を基に、9月から1年間の保険料(掛金)を算定します。

標準報酬月額
340,000円に決定

標準報酬月額
340,000円

×

保険料(掛金)率(千分率)

厚生年金	91.50
退職等年金	7.50
短期	43.51
介護(※2)	6.75

=

保険料(掛金)額

厚生年金	31,110円
退職等年金	2,550円
短期	14,793円
介護(※2)	2,295円

保険料(掛金)率は平成31年4月現在

円単位未満の端数切捨て

(※1)昇給・昇格や人事異動により、報酬に大幅な変動が発生したときや、育児休業などから復帰して報酬が低下したときには、標準報酬月額を改定します(随時改定など)。

(※2)介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象です。

問合せ先

福利厚生課経理担当

☎03-5320-6822